

戸籍氏名振り仮名記載業務委託公募型プロポーザル実施要領

本プロポーザル実施要領は、本市が「戸籍氏名振り仮名記載」実施するにあたり、プロポーザルに参加した事業者から、本市が委託契約に最も適していると考えられる受託候補者を選定することに関して必要な事項を定めたものである。

1.業務の概要

(1)業務の目的

令和5年6月9日「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、令和7年5月26日に施行されることとなった。これに伴い、日本国民の身分関係を登録・公証する公簿である戸籍に「氏名の振り仮名」を迅速に記載するため、当市において必要となる作業の一部を業務委託するものである。

(2)業務名

戸籍氏名振り仮名記載業務

(3)業務の内容

別紙「戸籍氏名振り仮名記載業務委託仕様書」のとおり

(4)履行期間

契約締結日から令和7年11月28日(金)

(5)業務費用

3,467千円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。

(6)契約の方法

公募型プロポーザル方式により選定された候補者との随意契約(地方税法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号)

2.担当課(問い合わせ先)

みやま市役所 市民課住民係(担当:森)

〒835-8601 福岡県みやま市瀬高町小川5番地

電話:0944-64-1513

電子メールアドレス juumin@city.miyama.lg.jp

3.実施スケジュール等

(1)令和7年5月8日(木)公募開始

(2)令和7年5月19日(月)質問書の提出締切 午後5時まで

(3)令和7年5月26日(月)質問に対する回答

(4)令和7年6月2日(月)参加申し込み締切 午後5時まで

(5)令和7年6月9日(月)参加確認通知

(6)令和 7 年 6 月 13 日(金)企画提案書等の提出締切 午後5時まで

(7)令和 7 年 6 月 16 日(月)以降最終審査結果通知

4.参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たしていること。

(1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

(2)会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更正又は再生手続きをしていない者。

(3)令和 5・6 年度のみやま市競争入札参加資格者名簿に登録された者。

(4)みやま市指名停止等措置要綱(平成19年みやま市告示第14号)に基づく指名停止要件に該当しないこと。

(5)上記要件(3)にかかわらず、次の書類を提出した者は、上記要件に準ずる資格があるものとみなす。

① 納税証明書(国税、県税、市税)

② 商業登録簿謄本又は登記事項証明書

③ 財務諸表(貸借対照表等)※直近の決算分

④ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)に関する誓約書、役員等調書及び照会承諾書

5.質問の受付及び回答

(1)受付期間

令和 7 年 5 月 8 日(木)午前9時から令和7年5月 19 日(月)午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(2)提出方法

質問書(様式 5)に記入のうえ「2.担当課(問い合わせ先)」へ電子メールにより提出すること。

なお、電子メールの標題に「戸籍氏名振り仮名記載業務委託質問書」の文字列を必ず入力すること。また、質問書の提出後、事務局に電話で受信確認すること。

(3)回答期限

令和 7 年 5 月 26 日(月)まで

(4)回答方法

受け付けた質問に対する回答が整理できたものから随時メールにより回答する。なお、質問に対しては、個別での回答は行わず、電話等の対応も一切受付けない。

6.提出書類、提出期限、提出場所、提出方法等

(1)参加表明関係

ア 提出書類

- ① 公募型プロポーザル参加表明書(様式 1)
 - ② 会社概要等届出書(様式 4)1 部
※過去 5 年間に行った類似業務実績が分かる資料(契約書の写しを含む)を含む
 - ③ 誓約書(様式 2) 1 部
 - ④ 役員等調書及び照会承諾書(様式 6) 1 部
 - ⑤ 法人登記簿謄本(複写可) 1 部 ※3 か月以内に発行したものに限る
 - ⑥ 納税証明書(国、県、市町村税)(複写可) 1 部 ※3 か月以内に発行したものに限る
- ※みやま市競争入札参加資格者に登録された者は、③④⑤⑥の提出は不要とする。
※公的証明は3ヶ月以内のものとする。

イ 提出期限及び提出場所

令和 7 年 6 月 2 日(月)午後5時まで(必着)

「2 担当課(問い合わせ先)」に記載の担当課まで持参又は郵送で提出すること(FAX、メール不可)。ただし、持参の場合は、土曜、日曜、祝日を除く午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は、参加申し込み受付期間内必着とする。

(2)参加確認通知

参加表明書に不足がないこと及びその内容から参加資格の有無を確認したのち、本プロポーザルに参加申し込みをした全ての者に対し、参加可否を通知する。

(3)企画提案関係

ア 提出書類

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ① 企画提案書等提出届(様式 3) | ……原本 1 部、副本 5 部 |
| ② 企画提案書(任意様式) | ……原本 1 部、副本 5 部 |
| ③ 見積書(任意様式) | ……原本 1 部、副本 5 部 |

イ 提出期限及び提出場所

令和 7 年 6 月 13 日(金)まで。「2.担当課(問い合わせ先)」に記載の担当課へ持参又は郵送で提出すること。ただし、持参の場合は、土曜、日曜、祝日を除く午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は、提案書受付期間内必着とする。

7.参加表明書等(企画提案書含む)の作成及び留意事項

- (1)提出期限後における書類の追加、修正及び再提出には原則として応じない。
- (2)作成、提出等に要する費用は、本プロポーザルへの参加を希望する者の負担とする。
- (3)提出された参加表明書等は、受託候補者の特定以外には使用しない。
- (4)提出された参加表明書等は、返却しない。
- (5)虚偽の記載がある場合は申し込みを無効とする。
- (6)上記参加表明書提出後の辞退については、いかなる時期においても参加を辞退することは可能とし、辞退したことによる不利益な取扱いを行わない。また、その際は辞退届(任意様式)を

提出するものとする。

8. 審査の実施

審査の方法は、企画提案書等の書類審査を基本とし、提出書類に基づき判断して採点を行うものとする。

9. 選定方法等

(1)選定方法

委託業者選定については公募型プロポーザル方式とし、企画提案書、類似業務実績、費用見積書等を総合的に審査し評価する。なお、参加業者が1者の場合も本プロポーザルは有効とする。

(2)評価項目

評価項目、評価基準及び配点については下記のとおりとし、評価点合計得点が最も高い参加業者を最優秀提案者として選定する。

評価項目		評価の視点	配点
提案 内容	業務内容	・提案内容は、事業目的に適合しているか	10 点
		・円滑に業務を進めることができる提案がなされているか	10 点
		・業務に対する課題・分析・解決方法は適切で明確に提案されているか	10 点
	業務体制	・業務を確実に実施できるスケジュールおよびサポート体制となっているか	20 点
		・配置予定者について、十分な業務経験等を有しているか	10 点
その他	実績	・本業務と同種の業務実績を有しているか	10 点
	信頼性	・個人情報保護管理体制は適切か	10 点
	見積金額	・提案内容に対して見積金額は妥当か	20 点

(3)選定結果

後日文書にて審査結果を通知するものとする。また、選定結果についてはみやま市ホームページにより公表を行う。

(4)契約

最優秀提案者と契約について協議を行う。なお、協議が成立しなかった場合は、配点合計が次点以降の提案者と協議を行うものとする。ただし、配点合計が6割に満たない時は契約交渉を行わない。また、業務委託契約については、みやま市財務規則（平成19年みやま市規則第47号）その他関係法令の規定に基づくものとする。

10. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類の提出方法、提出先または提出期限が本実施要領に適合していないとき。
- (2) 参加資格を満たさなくなったとき。
- (3) 本プロポーザルの手続きの過程で、前記4(2)または(4)の規定に抵触することが明らかとなったとき。
- (4) 審査の透明性・公明性を害する行為及び著しく信義に反する行為があったとき。
- (5) 見積金額が予算の範囲を上回ったとき。

11. その他

- (1) 審査結果についての不服申立ては受理しない。
- (2) 本プロポーザルへの参加に係る費用は参加業者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 提案者は、参加表明書(様式第1号)の提出をもって、応募要領等の記載内容を承認したものとみなす。
- (5) 提出期限後の書類の差替え及び再提出は認めない。ただし、提案書類等の内容に関して、質問を行ったり、補正を命じることがある。
- (6) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、入札参加資格を有している場合は、指名停止措置を行うことがある。
- (7) 提出書類は、審査及び説明の目的にその写しを作成し、使用することができるものとする。